

利益相反防止のための自己申告等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人人と動物の共生センター（以下「法人」という。）の役員の利益相反に該当する事項についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象者）

この規程は、法人の役員に対して適用する。

第3条（自己申告）

役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに法人以外の団体等の役員を兼る（以下「兼職等」という。）場合には、事前に理事長に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、法人と役員との利益が相反する可能性がある場合(法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限らない。)に関しても前項と同様とする。

3 役員は原則として、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

第4条（定期申告）

役員は、毎年3月に当該役員の兼業等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事長に書面で申告するものとする。

第5条（申告後の対応）

第3条の規程に基づく申告を受けた理事長は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った役員以外の理事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、法人との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置を求めるものとする。

第6条（申告内容及び申告書面の管理）

第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

第7条（改廃）

この規程の改廃は理事会の議決による。

附 則

この規程は、令和6年5月13日から施行する。（令和6年5月13日理事会決議）